

平成21年（ワ）第89号 損害賠償等請求事件

原告選定当事者 村井正治

被告 ■■■■■■■■■■

意見書

平成22年1月9日

山口地方裁判所岩国支部

裁判官 宮本博文 様

原告選定当事者 村井正治

平成22年1月5日付けで裁判官が作成された「主張整理案」について下記の通り意見を述べさせていただきます。

I. はじめに

- 【01】 この主張整理案は平成21年7月15日付けの訴状から平成21年12月28日付の当方の意見書（平成21年12月17日にFAX）までの間に双方から提出された書面に基づいているものと看做します。
- 【02】 当該「主張整理案」には被告訴訟代理人から受け取った書面には記されていない事項が多数含まれています。特に重要な事項に多いように感じます。よって、双方から提出された書面に記された事項を客観的に纏めていただいたものではなく、裁判官が実態を正確に掌握したいというお気持ちで作成されたものと看做させていただきます。

（途中省略）

VIII. その他

- 【01】 質問もいただいていないのに僭越ですが、前もって、和解は希望していないことをお伝えさせていただきます。お手数をおかけしてまことに申し訳ございません。

（以降省略）